

3 効率的で責任ある運営体制の構築など経営基盤の強化

(1) 水道局及び監理団体による一体的事業運営体制の構築

水道局では、これまでも、業務の外部委託化やPFI手法の活用などにより、経営の効率化を積極的に進めてきました。

今後も、公共性を確保しつつ、経営の一層の効率化を図るため、民間に委ねられる業務は可能な限り民間事業者に委託していくとともに、水道局と水道局が所管する東京都監理団体※が新たな一体的事業運営体制を構築していきます。

(詳細については50ページを参照)

効果

公共性と効率性を両立させた責任ある経営が可能となります。



▲水道施設の運転管理(東京水道サービス(株))



▲お客さまセンターの運営((株)PUC)

年次計画	19年度	20年度	21年度
	順次実施		

※ 東京都監理団体

東京都が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち、全庁的に指導監督を行う必要があるもの

水道局が所管する東京都監理団体は、平成19年3月現在、東京水道サービス株式会社(出資比率51%)及び株式会社PUC(出資比率56%)の2団体

(2) 多様な経営管理手法の活用

① 業務指標を活用した目標管理

水道局では、経営の一層の効率化を図るため、平成13年度から事業評価制度を導入するとともに、独自の業務指標を活用した目標管理などを行っています。

今後、社団法人日本水道協会が平成17年1月に策定した137項目の業務指標から成る水道事業ガイドライン※などを活用し、目標管理の徹底を図るとともに、その達成状況を公表していきます。
(業務指標については52ページから54ページを参照)

効果

より成果を重視した事業運営による事業の
着実な推進や経営の効率化、一層の透明性の向上を図ることができます。

	19年度	20年度	21年度
年次計画			
	順次実施		

② 外部の専門的意見の反映

水道局では、東京都水道事業経営問題研究会をはじめとする外部委員会を開催し、外部の幅広い意見を取り入れ、事業に反映させています。

さらに、公共性と効率性を両立させた事業運営をめざし、平成18年10月に、弁護士、公認会計士及び民間企業経営層からなる東京都水道局運営体制諮問委員会を設置しました。

今後の水道局の事業運営のあり方について、より専門的な意見を求め、経営に反映させていきます。



▲第1回東京都水道局運営体制諮問委員会
(平成18年10月11日)

効果

専門的・実務的な視点に基づいた評価・助言を
経営に反映させることができ、公共性の発揮や
一層の経営効率化を図ることができます。

	19年度	20年度	21年度
年次計画			
	諮問、経営への反映		
			経営への反映

※ 水道事業ガイドライン

平成17年1月に、ISO（国際標準化機構）による水道サービスの国際規格化の流れを受け、社団法人日本水道協会が策定「安心」「安定」「持続」「環境」「管理」「国際」の6つの分類による137の業務指標を設定

③ 指定管理者制度（代行制）の導入

水道局では、PFI手法の活用など民間的経営手法を積極的に取り入れ、効率的な事業運営を進めています。

今後、PR施設である「東京都水道歴史館」と「東京都水の科学館」について、指定管理者制度※（代行制）を導入し、更なる効率化を進めるとともに、企画、PR等も含め、民間のノウハウを活用した管理運営を行います。

効果

お客さまにとってよりわかりやすく魅力的な展示内容とするなど、PR施設の更なる充実を図ることができます。また、一層効率的な管理運営が可能となります。



▲東京都水道歴史館



▲東京都水の科学館

	19年度	20年度	21年度
年次計画	条例制定	運営開始	

※ 指定管理者制度

地方公共団体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）を、民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度

指定管理者が公の施設の利用料金を自らの収入として収受する「利用料金制」と、それ以外の「代行制」とに区分

